

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成27年10月23日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 東広島消防署東分署断熱修繕及び鉄部塗裝修繕        |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-27-0039                   |
| (3) 物品・委託役務内容   | 東広島消防署東分署における断熱材の敷設及び鉄部の塗装更新 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成28年1月29日まで       |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市消防局 東広島消防署東分署            |
| (6) 予定価格        | 非公表                          |
| (7) 最低制限価格      | なし                           |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                       |
| (9) 入札区分        | 紙入札                          |
| (10) 契約種別       | 総価契約                         |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の修繕請負契約約款（東広島市ホームページ掲載）とする。

## 4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成27年10月23日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成27年10月23日～ 平成27年11月16日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成27年10月23日～ 平成27年10月30日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。  東広島消防署（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-6567 ファックス番号 082-422-8119  質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成27年11月5日～ 平成27年11月16日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成27年11月12日～ 平成27年11月13日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成27年11月16日 午前11時45分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

## 5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 東広島消防署東分署断熱修繕及び鉄部塗装修繕 仕様書

### 1 修繕名

東広島消防署東分署断熱修繕及び鉄部塗装修繕（以下「本修繕」という。）

### 2 履行場所

東広島消防署東分署（東広島市河内町入野2076番地1）

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年1月29日（金）まで

### 4 修繕内容（概要）

#### (1) 断熱材修繕

庁舎2階天井部に断熱材を敷設する。

#### (2) 塗装修繕

鉄部の塗装劣化箇所等について、塗装を更新する。

### 5 修繕内容（詳細）

#### (1) 断熱材修繕

##### ア 範囲

断熱材修繕を行う箇所は、東広島消防署東分署庁舎2階の天井部とする。（図面参照）

##### イ 面積

104.61㎡

##### ウ 使用材料

材料品名	製造メーカー	備考
マットエース24	旭ファイバーグラス株式会社	参考型式

##### エ その他

使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年度版 第19章「内装工事」に定めるところによる。

#### (2) 塗装修繕

##### ア 範囲

塗装修繕を行う箇所は、東広島消防署東分署の車庫内鉄鋼部並びに東分署敷地内に設置されている車両出動表示灯、外灯及びホースリフターとする。（図面参照）

##### イ 面積（H鋼等を含む鉄部）

214.95㎡（車庫鉄骨部：188.56㎡、その他（扉等）：26.39㎡）

##### ウ 作業工程等

作業順	工程内容	規格等	備考
1	素地調整	3種Cケレン	

2	錆面タッチアップ	さび面浸透型プライマー	
3	下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂	
4	中塗	鋼構造物用耐候性中塗り	
5	上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂 淡彩	

#### エ 使用材料

材料品名	工程内容	製造メーカー	備考
サビフィックス	錆止め	エスケー化研	参考型式
S Kマイルドポーセイ	下塗	エスケー化研	参考型式
クリーンマイルド中塗材S T	中塗	エスケー化研	参考型式
クリーンマイルドウレタンS T	上塗	エスケー化研	参考型式

#### オ その他

仕様材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成25年度版 第7章「塗装改修工事」に定めるところによる。

#### (3) 仕様材料の注意事項

上記材料品名及び製造メーカーは参考型式とし、使用材料はこれと同等以上のものとする。参考型式以外のもを使用する場合は、契約締結後、その品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

#### 6 公衆災害防止措置

- (1) 修繕に際し、修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (2) 上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日付 建設事務次官通達)」に基づき実施すること。

#### 7 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成27年10月30日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：平成27年10月30日)

#### 8 注意事項

- (1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は東広島消防署東分署の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、東広島消防署東分署の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款(以下「約款」という。)第1

1条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。

- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は東広島消防署東分署の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、東広島消防署東分署に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

## 9 問い合わせ先

### (1) 発注担当課

東広島市消防局 東広島消防署

東広島市西条町助実1173番地1

電話 082-422-6567

FAX 082-422-8119

### (2) 修繕対象施設

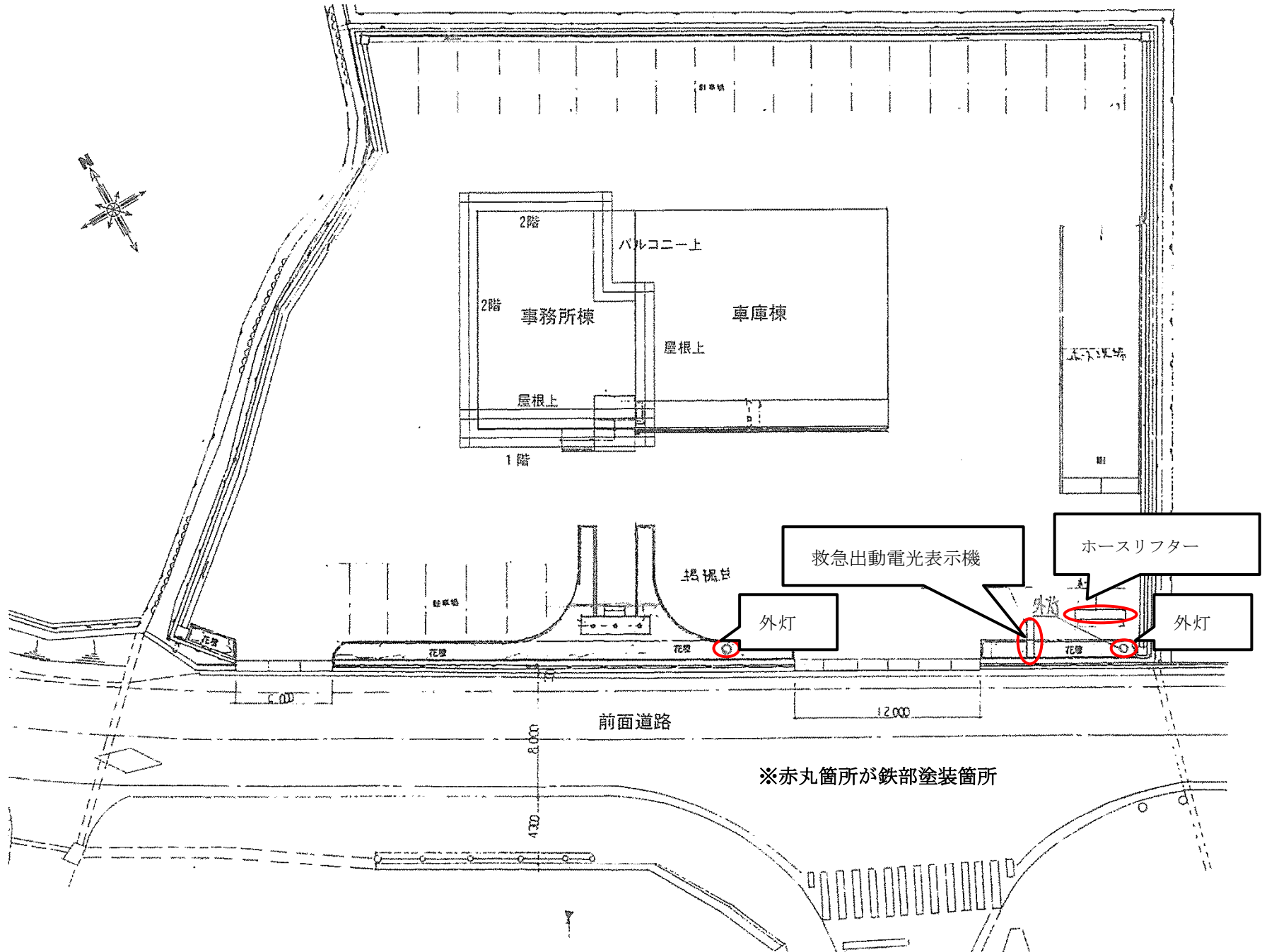
東広島市消防局 東広島消防署東分署

東広島市河内町入野2076番地1

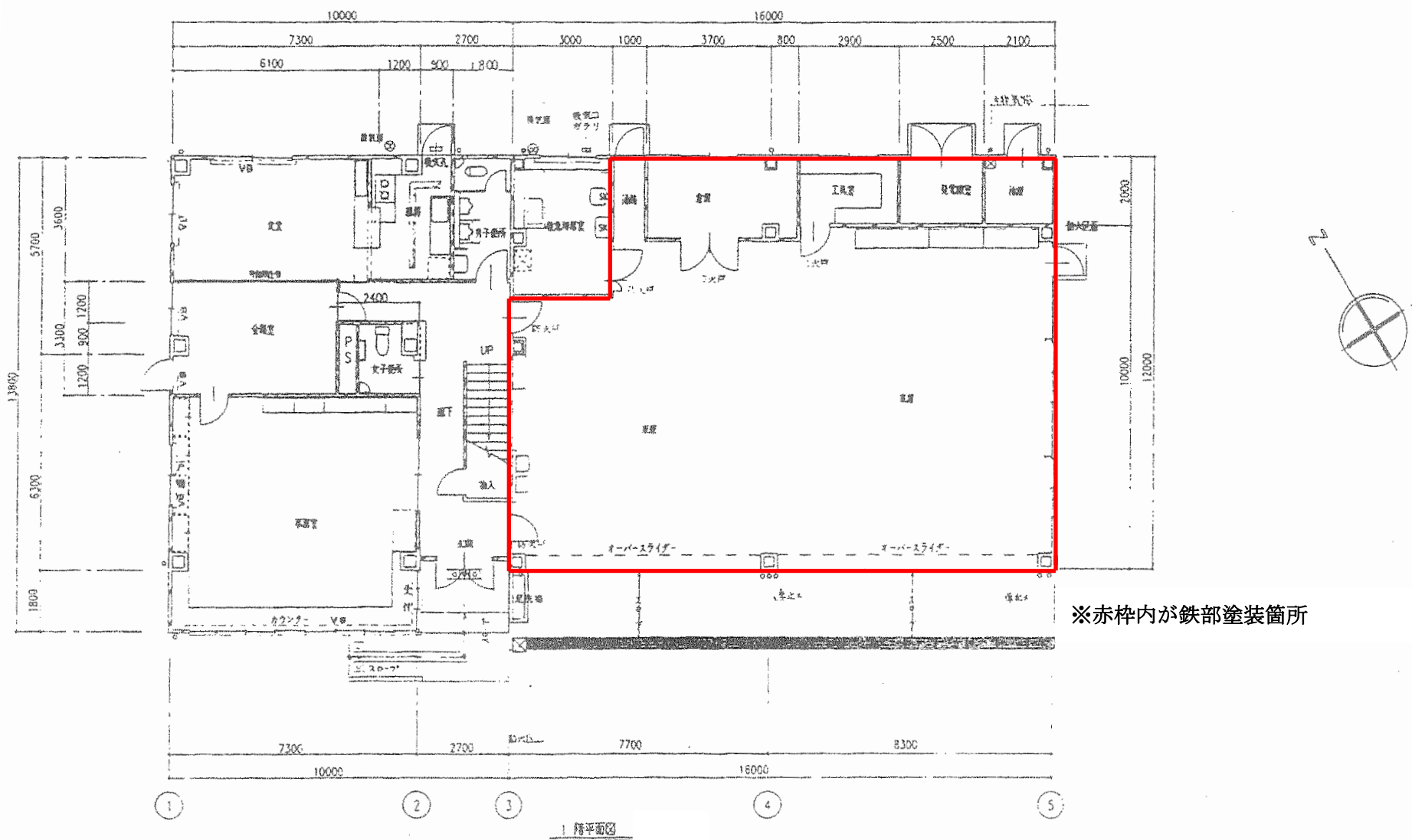
電話 082-437-0119

FAX 082-437-0119

敷地内配置図



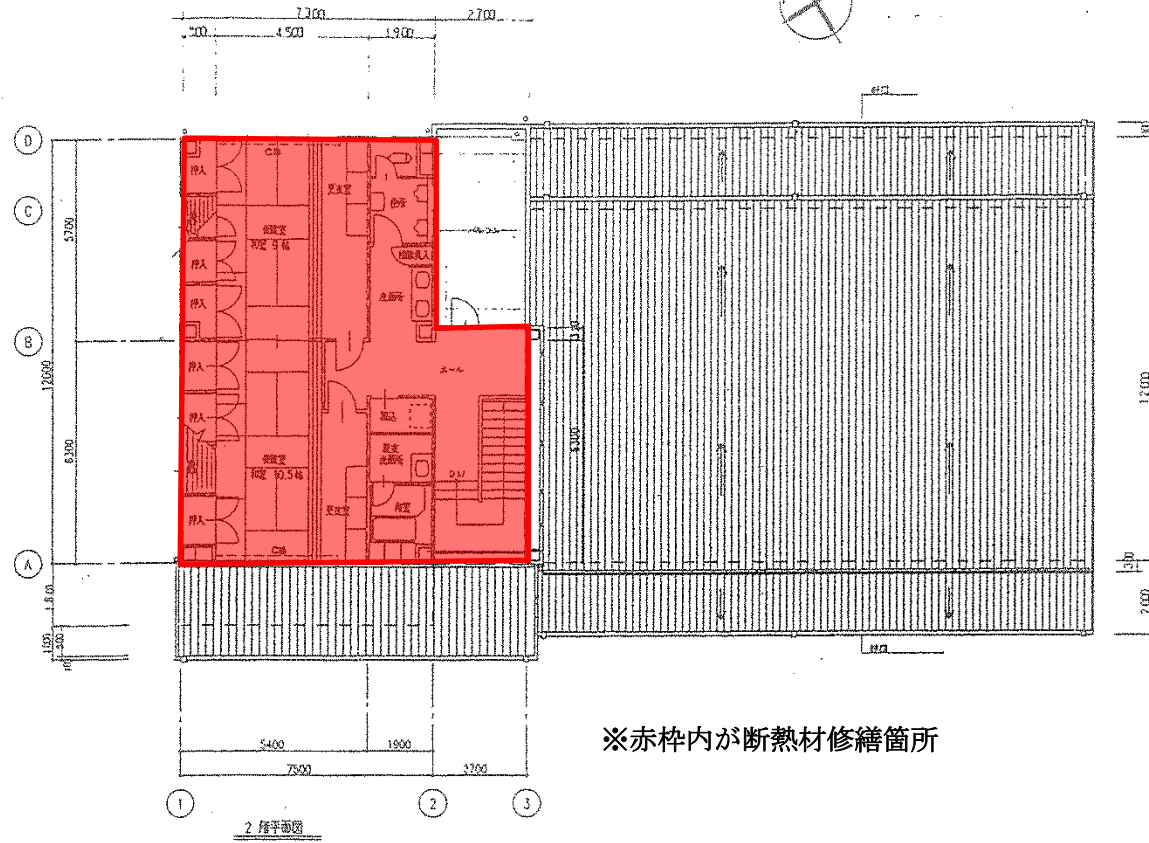
庁舎 1 階平面図



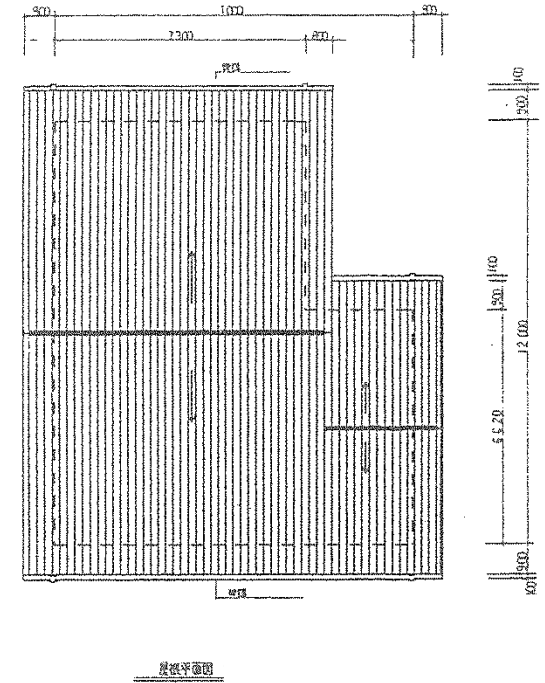
※赤枠内が鉄部塗装箇所

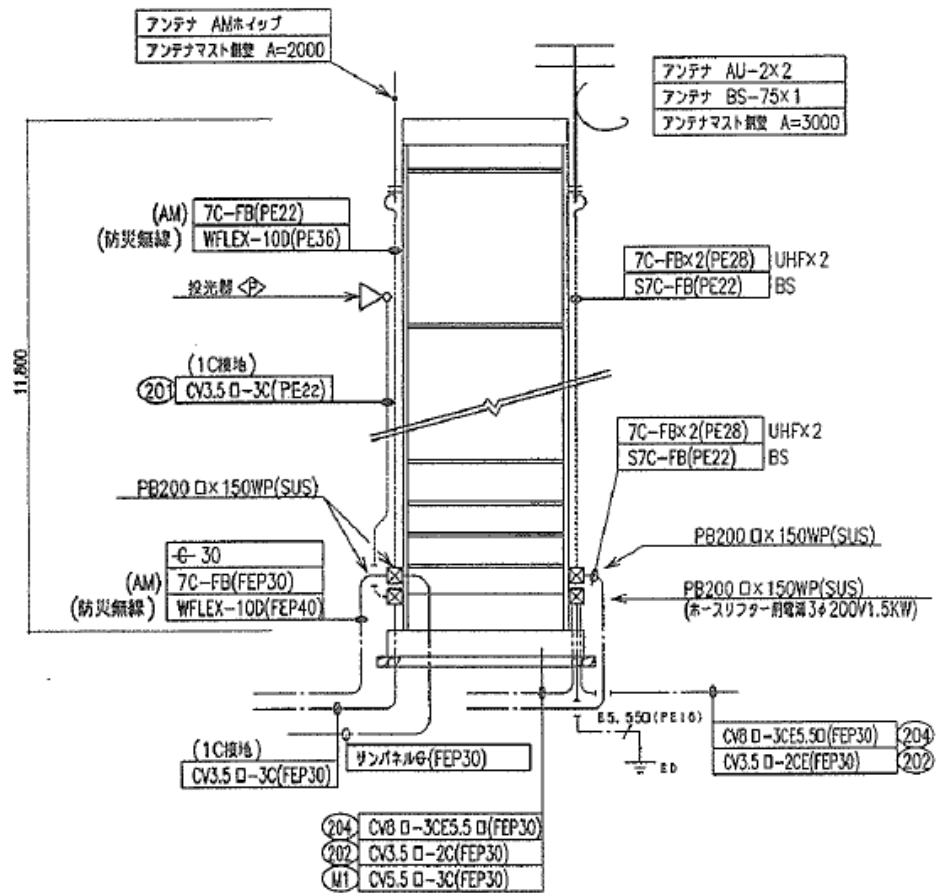


# 庁舎 2階平面図

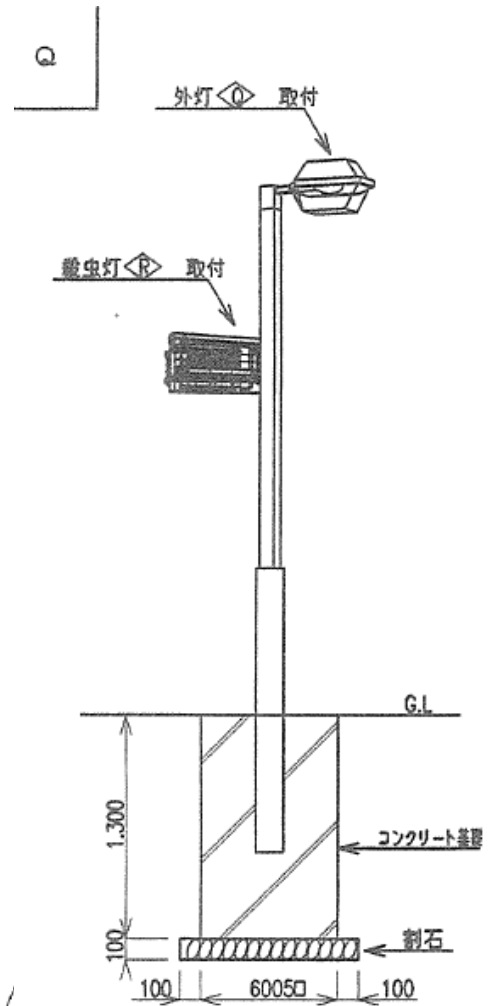


※赤枠内が断熱材修繕箇所





※ホースリフター寸法



※外灯寸法